

・・・ ご存知ですか。見た目ではわかりにくい障がい・・・

高次脳機能障がい

交通事故やスポーツなどによる頭の打撲や怪我、脳の病気になった方の中で、身体が回復しても、次のような症状で悩んでいませんか？



- ◇すぐに忘れる。新しいことが覚えられなくなった。
- ◇うっかりミスや不注意が多くなった。 ◇欲しいと思うと我慢が出来なくなった。
- ◇生活や仕事で段取りをつけたり、計画的に物事をすすめられなくなった。
- ◇自己主張が強くなった。些細なことにこだわるようになった。
- ◇子どもっぽくなった。 ◇相手の気持ちになって考えることが出来なくなった。

★ 保健所では、下記日程で相談会を開催します ★

- 開催日時：平成27年8月26日(水) 13：00～15：30
- 場 所：檜山振興局 1階 101会議室
- 相談対応：脳外傷友の会コロポックル道南支部、保健師
- 申し込み・問い合わせ先：江差保健所 健康推進課健康支援係 (☎0139-52-1053)

北海道立江差高等看護学院 平成28年度入学生募集

恵まれた自然と歴史・伝統を誇る江差の町で看護師を目指しませんか！
北海道立江差高等看護学院では、平成28年度の入学生を募集しています。

- 受験区分：一般入学・推薦入学・社会人入学
- 募集定員：合計40名（推薦・社会人入学試験を含む）
- 試験日程：（一般）平成28年1月7日(木)～8日(金)
（推・社）平成27年10月21日(水)
- 出願期間：（一般）平成27年11月27日(金)～12月10日(木)
（消印有効）（推・社）平成27年9月1日(火)～9月14日(月)
- 募集要項：募集要項及び出願に必要な各書類は、本学院窓口で配布しているほか、ホームページでも閲覧・ダウンロードできます。インターネットが利用できない場合は、電話でお問い合わせください。

【お問合せ先】

北海道立江差高等看護学院 (☎0139-52-1417)
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/ekg/>



戦没者等の遺族に対する特別弔慰金のお知らせ（第十回特別弔慰金）

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。第十回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表するため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族のうち、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の
 - (1) 父母
 - (2) 孫
 - (3) 祖父母
 - (4) 兄弟姉妹
 ※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わることがあります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

（平成28年から平成32年までの5年間、毎年、償還日である4月15日以降に償還することができます）

請求期間

平成27年4月1日から平成30年4月2日まで

（請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。）

請求窓口ならびに問い合わせ先

請求者がお住いの市、区役所及び町役場の援護担当者 奥尻町は 住民課国保年金係 ☎2-3406

8月31日は「個人事業税」第1期分の納期限です

個人事業税は、個人で事業を営む方に課税される道税です。忘れずに納期限内に納めましょう。

◆お問い合わせ先

檜山振興局 地域政策部 税務課納税係
☎0139-52-6473

～ 納税には便利な口座振替をご利用下さい。～

業務改善助成金のお知らせ

「事業場内最低賃金（800円未満）の40円以上の引上げ」と「労働能率向上のための業務改善」を併せて行った中小企業へ、業務改善に要した費用の1/2（30人以下の事業場は3/4）を助成します。（上限額あり）

詳しくは厚生労働省北海道労働局賃金課へお尋ねください。

☎011-709-2311（内線3534）

◆ 法務局からののお知らせ ◆

◆開設日時

平成27年8月26日（水）

午前9：00～午後3：00

※正午から午後1時までの間は、お昼休みを取らせていただいております。



◆会場

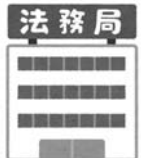
奥尻町海洋研修センター

◆担当者

函館地方法務局職員

◆内容

- ① 不動産登記申請書類受付
- ② 商業・法人登記申請書類受付
- ③ 登記事項証明書、印鑑証明書等交付請求書受付
※証明書が安価に取得できるオンライン請求の案内も行っています
- ④ 登記等に関する相談



◆お問い合わせ先

函館市新川町25番地18号（函館地方合同庁舎）

函館地方法務局総務課 ☎0138-23-9516